

様式第1号(第12第2項)

第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会運営業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領(平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年3月13日

第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局長

1 業務の概要

(1) 業務名

第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会運営業務

(2) 業務の目的

本業務は、第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会が、令和8年10月23日から25日まで開催する地域づくり団体全国研修交流会長野大会(以下「大会」という。)を円滑に運営することを目的とする。

大会は全国の地域づくり団体や行政関係者が一堂に会し、自主的・主体的な地域づくりに資する全国レベルの研修や情報交換を行うとともに、長野県の多彩な地域づくりを全国に発信することを通して、県内外の地域づくりネットワークの強化・活性化を図ることを目指して開催予定。

(3) 業務内容

- ・大会参加者向け募集パンフレット作成
- ・大会参加申込者の受付
- ・全体交流会(24日)及び全体会(25日)に関する業務
- ・全体交流会後の宿泊施設の手配
- ・各分科会参加者の国内旅行傷害保険への加入

(4) 仕様等

別添仕様書(案)のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 総論

本業務の目的及び内容に対する理解

大会の趣旨や本県の現状及び特性の把握

イ 企画

- ① 本大会に則した申込システムの提案及び対応
- ② 全体交流会における歓迎セレモニーの企画・提案
- ③ その他本大会を円滑かつ効果的に開催するための提案

ウ 組織体制及び計画実現性

- ① 官公庁から同類の業務を受託した実績
- ② 事業の実施に必要な業務実施人員体制の明示

③ 実現可能かつ適切な事業スケジュールの明示

エ 経費の積算

積算が予算の範囲内であること。かつ内容等に妥当性があること。

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで

(8) 費用の上限額 6,167,000円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

(9) 備考

本公募は令和8年度当初から速やかに事業を開始できるようにするため、年度開始前に募集の
手続きを行うものです。受託者の決定や予算の執行は、本事業の実施に係る予算等が議会で可決
され、4月1日以降で当該予算等の執行が可能となることが前提であり、その状況によっては内容等
が変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。こ
れらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結まで
の手續は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加する
ことができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285
号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建
政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同
条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地
方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入して
いること。
- (7) 過去5年以内に実施した同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適性を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するも
のとします。提出期限((5) ①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することが
できません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2
第42回地域づくり団体全国研修交流会
長野大会実行委員会事務局 藤井
(長野県企画振興部地域振興課活力創出係内)

電話 026-235-7021(直通)

FAX 026-232-2557

メール katsuryoku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年3月19日(木) 15時必着(土曜日、日曜日及び休日(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。)は除く。持参の場合、提出時間は午前9時から午後4時30分までとしてください。)
- ② 提出先 3(4) に同じ。(メールも同様)
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに事務局に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(5) ①)の3日前までに、書面により第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4) に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所(受付場所にお越しになる場合) 3(4) に同じ。
- (2) 受付期限及び時間
 - ①受付期限
令和8年3月19日(木)15時必着
 - ②受付時間
午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 令和8年3月24日(火)までに参加者全員に対し、原則としてメールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「9 再委託の予定」又は「10 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4) に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和8年3月30日(月)正午必着(土曜日、日曜日及び休日は除く。持参の場合、提出時間は午前9時から午後4時30分まで)
 - ② 提出先 3(4) に同じ。
 - ③ 提出部数 正本1部
 - ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに3(4)記載の事務局に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
1 総論	本業務の目的及び内容を十分に理解しているか。 大会の趣旨や本県の現状及び特性を踏まえているか。	10
2 企画	(1) 本大会に則した申込システムの提案及び対応 全国からの参加申込を円滑に受け付けることができる仕組みとなっているか。また、複数の分科会の参加希望順位を確認できたり、参加者のアレルギー等の有無を確認できるなど、申込後の連絡調整を軽減できたりする仕組みがあるか。	20
	(2) 全体交流会における歓迎セレモニーの企画・提案 長野県ならではの出し物が参加者に十分に披露される仕組みとなっているか。交流会参加者の緊張をほぐすとともに、参加者間の交流のきっかけとなるような、おもてなしとしてふさわしい内容を提案しているか。	15
	(3) その他本大会を円滑かつ効果的に開催するための提案 分科会と全体交流会及び全体会を円滑に進められるような体制の構築など、仕様書で求める内容以上の提案があり、業務目的達成に有効な手段となっているか。	15
3 組織体制及び計画実現性	(1) 過去に官公庁から同類の業務を受託したことがあるか。	10
	(2) 事業の実施に必要な業務実施人員体制が示されているか。	10
	(3) 実現可能かつ適切な事業スケジュールが示されているか。	10
4 経費の積算	積算が予算の範囲内であり、内容等が妥当か。	10
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。なお、書類審査で足りると審査会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もあります。ただし、審査結果のいかんによっては、いずれの参加者も選定しないことがあります。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

ア 日時 令和8年3月30日(月)午後(予定)

イ 場所 参加者に対し個別にお知らせします。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書(様式第11号)により、第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書(様式第12号)により、第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、事務局において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4) に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格となることがあります。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - イ 必要な記載又は書類が欠けていた場合
 - ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合及びプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 審査要領で定める委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 契約書案

別添契約書案のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後4時30分までに)に、見積書(様式第14号)を、第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会

事務局長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会実行委員会事務局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

第42回地域づくり団体全国研修交流会

長野大会実行委員会事務局 藤井

(長野県企画振興部地域振興課活力創出係内)

電 話 026-235-7021(直通)

FAX 026-232-2557

メール katsuryoku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出すること。